

○高梁市奨学金貸付条例施行規則

平成16年10月1日

教育委員会規則第21号

改正 平成21年5月20日教委規則第12号

平成22年6月30日教委規則第6号

平成24年2月14日教委規則第1号

平成24年5月25日教委規則第9号

平成28年2月15日教委規則第8号

平成30年2月26日教委規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、高梁市奨学金貸付条例（平成16年高梁市条例第81号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2条 奨学金の貸付けを受けようとする者は、奨学金借入申請書（様式第1号）により4月末日までに高梁市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に願ひ出るものとする。ただし、教育委員会が特別の事情があると認める場合は、当該年度の12月20日を期限として、随時願ひ出ることができる。

2 奨学金借用申請書には、親権者又は後見人が連署するものとする。

第3条 前条に規定する奨学金借入申請書には、出身学校長又は在學校長の推薦書等を添えるものとする。

(借入証書)

第4条 奨学生の決定を受けた者は、直ちに連帯保証人と連署した奨学金借入証書（様式第2号）及び奨学金返還計画書（様式第3号）を提出しなければならない。

2 前項に規定する奨学金借入証書には、連帯保証人の印鑑証明書を添付しなければならない。

(連帯保証人の資格)

第5条 連帯保証人は、2人とし、次に該当する者でなければならない。ただし、連帯保証人の1人は、本人の父母、兄若しくは姉又はこれらに代わる者とする。

(1) 本市に居住する成年者で、独立の生計を営む者であること。ただし、特別の事情があると認めるときは、連帯保証人の1人を市外の居住者とすることができる。

(2) 成年被後見人又は被保佐人でないこと。

(3) 返還能力を有していること。

(異動報告)

第6条 奨学生及び親権者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、奨学生（親権者又は後見人・連帯保証人）異動届（様式第4号。以下「異動届」という。）を直ちに提出するものとする。

(1) 休学、復学又は退学をしたとき。

(2) 停学その他の処分を受けたとき。

(3) 他の奨学金等の貸与を受けるとき。

(4) 本人、連帯保証人、親権者又は後見人の身分、住所その他重要な事項に異動があったとき。

(5) 奨学生が死亡したとき。

(借用証書及び返還計画書の提出)

第7条 奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、在学中貸与を受けた奨学金の金額について連帯保証人と連署した奨学金借用証書（様式第5号）及び奨学金返還計画書（様式第6号）を直ちに提出するものとする。

(1) 卒業し、若しくは修業し、又は貸与期間が満了したとき。

(2) 退学したとき。

(3) 奨学金の貸付けを廃止されたとき。

(4) 奨学金の貸付けを辞退したとき。

2 前項に規定する奨学金借用証書には、連帯保証人の印鑑証明書を添付しなければならない。

(卒業後の異動報告)

第8条 奨学生であった者が奨学金返還完了前に本人、連帯保証人、親権者又は後見人の身分、住所、職業その他重要な事項に異動があったときは、直ちに異動届を提出するものとする。

2 本人が疾病などのため前項の提出ができないときは、親権者、後見人、連帯保証人又は家族から提出するものとする。

(返還延期の申請及び通知)

第9条 条例第8条又は第9条に規定する事由により奨学金の返還を延期しようとする者は、その事実を証明する書類を添えて、奨学金返還延期申請書（様式第7号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請書を受理したときは、審査の上可否を決定し、その結果を奨学金返還延期承認（不承認）通知書（様式第8号）により申請者に通知するものとする。

（返還免除申請）

第10条 条例第9条の規定により、奨学金の全部又は一部の返還免除を受けようとする者は、奨学金返還免除申請書（様式第9号。以下「返還免除申請書」という。）に、その事実を証明する書類又は個人情報閲覧に関する同意書（様式第10号）を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

2 条例第9条第4号の規定により、奨学金の全部又は一部の返還免除を受けようとする者は、免除を受けようとする年度の4月1日から4月30日までの間に前項の書類を提出しなければならない。

（返還免除における要件）

第11条 条例第9条第4号の規定により、返還免除を受けようとする者は、次の要件に該当しなければならない。

- (1) 奨学生であった者が、返還免除を受けようとする年度の4月1日を基準日として、その2年以上前から市内に住所を有し現に居住し、引き続き市内に居住していること。
- (2) 返還免除されるまでの返還対象額及び市税等を完納していること。

（返還免除の決定）

第12条 教育委員会は、返還免除申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、その結果を申請者に通知するものとする。

（返還免除の額等）

第13条 条例第9条第1号又は第2号に該当する者は、奨学金の全額（奨学金の一部を返還しているときは、返還未済額の全額）を免除する。

2 条例第9条第4号に該当する者は、奨学金の貸付額を12で除した金額を限度として、当該年度における奨学金の返還に係る債務を免除する。

3 条例第9条第5号に該当する者の免除の額は、教育委員会が返還できないと認める額とする。

（返還の免除を認められた者が市外へ転出した場合）

第14条 条例第9条第4号の規定に該当するものとして、当該年度の返還の免除を認められた者が、当該年度中に市外へ転出した場合は、転出した日の属する月の翌月分から奨学金を返還しなければならない。ただし、災害、傷病その他特別な理由のため、教育委員会が特に認めた場合はこの限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の高梁市奨学金条例施行規則（昭和34年高梁市教育委員会規則第3号）、成羽町奨学資金貸付条例施行規則（平成13年成羽町規則第52号）又は備中町奨学資金貸付規則（昭和37年備中町教育委員会規則第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成21年5月20日教委規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年6月30日教委規則第6号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに改正前の高梁市奨学金貸付条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の高梁市奨学金貸付条例施行規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成24年2月14日教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年5月25日教委規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年2月15日教委規則第8号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年2月26日教委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

奨学金借入申請書

ふりがな		男女（満歳） 年 月 日生		奨学金月額	決定番号	※記入不要
氏名				※記入不要	貸付けの期間	
					始期 年 月 日	
					終期 年 月 日	
本人	現住所					電話番号
	本籍					
在学学校	名称					授業料年額
	所在地					
同一生計の世帯人員	続柄	氏名	生年月日	同居 別居 の別	健康 状態	勤務先又は在学校園名
	本人					

申請理由	(できるだけ詳しく記入のこと。)			
本人の履歴	休学、転学、退学等の異動も理由を記してもれなく記入のこと。			
	年 月 日	事 項	年 月 日	事 項
	年 月 日	立 中学校入学	年 月 日	
	年 月 日		年 月 日	
	年 月 日		年 月 日	
高梁市奨学金貸付条例施行規則第2条の規定により、必要書類を添えて申請します。 年 月 日 高梁市教育委員会 様 申請者 氏名 ㊟				
同意欄	私は、上記の申請について同意します。 年 月 日 親権者 住所 (後見人) 氏名 ㊟			
添付書類	注 同意欄は、申請者が未成年の場合記入のこと。 1 入学許可書の写し又は在学証明書 2 生計同一世帯の収入状況を証明する書類 (源泉徴収票又は確定申告書の写し) 3 住民票 (本籍及び世帯員全員が表記されているものの原本) 4 その他必要となる書類			

様式第2号(第4条関係)

奨学金借入証書

借入予定金額	百	十	万	千	百	十	円
借入予定期間	月 額						
年 月～ 年 月(月)	円						

奨学生として、上記のとおり借り入れます。

ついては、条例及び規則の規定を守り、卒業したとき、又は貸付けを廃止されたときは、裏面返還計画書のとおり滞りなく返還します。

年 月 日
高梁市長 様

奨学生住所
氏名 ⑩

連帯保証人住所
氏名 ⑩

連帯保証人住所
氏名 ⑩

親権者住所
(後見人)
氏名 ⑩

※ 添付書類等

- 1 連帯保証人の印鑑は、必ず実印を押印すること。
- 2 連帯保証人の印鑑登録証明書(発行後3箇月以内のもの)を添付すること。

様式第3号(第4条関係)

奨学金返還計画書

返還方法		返還期間		返還総額 円
年賦	半年賦	返還開始年月 年 月		
その他()		返還完了年月 年 月		
1回当たりの返還額			最終返還期の返還額	
年額	円		円	
月額	円			
貸付けを停止、廃止されたときは、条例及び規則の規定により返還します。				
奨学生	氏名		年 月 日生	
	住所			
	学校名			
連帯保証人	氏名		生年月日	
			奨学生との続柄	
	年収	万円	勤務先	
	住所			
	氏名		生年月日	
			奨学生との続柄	
年収	万円	勤務先		
住所				
備考				

様式第4号（第6条・第8条関係）

奨学生（親権者又は後見人・連帯保証人）異動届

年 月 日

高梁市教育委員会 様

（奨学生）住 所
氏 名
電話番号

印

次のとおり奨学生（親権者又は後見人・連帯保証人）に異動がありましたので、高梁市奨学金貸付条例施行規則第6条及び第8条の規定により届け出ます。

異動事項	異動年月日	異動内容または理由
住 所 変 更	年 月 日	旧住所 ----- 新住所
休学・停学・留年	年 月 日から 年 月 日まで	
復 学	年 月 日	
退 学	年 月 日	
転 学	年 月 日	転学前校名 ----- 転学後校名
氏 名 変 更	年 月 日	旧氏名 ----- 新氏名
死 亡	年 月 日	
その他重要な事項	年 月 日	

- 1 「異動年月日」欄は、異動事項ごとにその異動があった日を記入してください。
- 2 異動を証明する書類を添付してください。
- 3 奨学生が死亡した場合は、戸籍抄本を添えて、連帯保証人又は遺族が届け出てください。

様式第5号(第7条関係)

奨学金借用証書

	百	十	万	千	百	十	円
借 用 金 額							

奨学生として、上記金額を借用しました。

については、条例及び規則の規定を守り、裏面返還計画書のとおり滞りなく返還します。

年 月 日

高梁市長 様

奨 学 生 住 所
氏 名 ⑩

連帯保証人 住 所
氏 名 ⑩

連帯保証人 住 所
氏 名 ⑩

親 権 者 住 所
(後見人)
氏 名 ⑩

※ 添付書類等

- 1 連帯保証人の印鑑は、必ず実印を押印すること。
- 2 連帯保証人の印鑑登録証明書(発行後3箇月以内のもの)を添付すること。

様式第6号(第7条関係)

奨学金返還計画書

返還方法		返還期間		返還総額	
年賦 半年賦 その他()	返還開始年月 年 月		円		
	返還完了年月 年 月		借用期間 年 月 ~ 月 (月)		
1回当たりの返還額			最終返還期の返還額		
年額 月額		円 円		円	
納付書送付先		〒 電話() —			
本人	氏名			年 月 日生	
	勤務先 名称 所在地	電話() —			
連帯保証人	氏名			生年月日	
				奨学生との続柄	
	年収	万円		勤務先	
	住所				
	氏名			生年月日	
				奨学生との続柄	
年収	万円		勤務先		
住所					
備考					

様式第7号（第9条関係）

奨学金返還延期申請書

年 月 日

高梁市教育委員会 様

奨学生 氏名 印
住所
電話番号

連帯保証人 氏名 印
住所
電話番号

連帯保証人 氏名 印
住所
電話番号

高梁市奨学資金貸付条例施行規則第9条により、奨学金の返還の延期を希望しますので、次のとおり申請します。

記

返還延期希望期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
延期希望の理由	

様式第8号（第9条関係）

奨学金返還延期承認（不承認）通知書

年 月 日

（奨学生氏名） 様

高梁市教育委員会

年 月 日付けで申請されたことについて、次のとおり承認（不承認）したので通知する。

1 通知の内容

承認区分	承認 ・ 不承認
返還延期期間	年 月 日から 年 月 日まで
返還未済額	円

なお、返還延期期間以降も返還延期を希望する場合には、事実を証明する書類を添えて申請するものとする。

2 不承認のときはその理由

様式第9号（第10条関係）

奨学金返還免除申請書

年 月 日

高梁市教育委員会 様

奨学生 氏 名 印

住 所

電話番号

高梁市奨学金貸付条例施行規則第10条により、奨学金の返還の免除を希望しますので、次のとおり申請します。

記

借 用 総 額	円		
返 還 期 間	から	まで	
免 除 申 請 年 度		免除上限額	円
免除申請年度における返還計画額	円	返還免除額	円
居 住 開 始 日	年	月	日

添付書類

- 1 住民票
- 2 市税の完納を証明する書類
- 3 その他必要となる書類

なお、「個人情報閲覧に関する同意書」を提出する場合は、上記1、2の添付書類は不要です。

様式第10号（第10条関係）

個人情報閲覧に関する同意書

年 月 日

高梁市教育委員会 様

住 所

氏 名

印

高梁市の奨学金返還免除申請に関し、高梁市教育委員会が、住民基本台帳並びに市税等の納付状況について、市の公簿等により確認することに同意します。

様式第1号 (第2条関係)

様式第2号 (第4条関係)

様式第3号 (第4条関係)

様式第4号 (第6条・第8条関係)

様式第5号 (第7条関係)

様式第6号 (第7条関係)

様式第7号 (第9条関係)

様式第8号 (第9条関係)

様式第9号 (第10条関係)

様式第10号 (第10条関係)